

平成22年10月26日

各 位

証券会員制法人 福岡証券取引所  
総 務 部

## パブリック・コメントの実施について

本所は、下記の要領で、パブリック・コメントの募集（規制の設定又は改廃についてのご意見募集）を実施することといたしましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. パブリック・コメントの内容

「定款」等の一部改正について

#### 2. 意見提出方法等

- (1) 提出期限：平成22年11月15日（月）
- (2) 提出方法：郵送、ファクシミリ、E-mail
- (3) 提出先

① 郵送の場合：〒810-0001 福岡市中央区天神2-14-2

証券会員制法人 福岡証券取引所 総務部

② FAXの場合：092-713-1540

③ E-mailの場合：pc@fse.or.jp

#### 3. 公表資料の入手方法

本所ホームページ（URL <http://www.fse.or.jp/>）及び本所窓口での配布

#### 4. 意見等処理方法

提出期限の翌日以降、本所ホームページに掲載いたします。

以 上

### 【問い合わせ先】

証券会員制法人 福岡証券取引所 総務部

TEL (092) 741-8231

## 「定款」等の一部改正について

平成22年10月26日  
証券会員制法人 福岡証券取引所

### I 趣旨

本所が、業務規程等の変更を行うにあたっては、定款上理事会決議が必須となっております。今般、法令等の改正において条文番号の変更が行われた場合など、変更の内容が軽微である場合に限り、理事会の決議を要せずに機動的に関係規則の改正を行うことができるようにするなど、「定款」等の一部改正し、所要の整備を行うこととします。

### II 改正概要

項 目	内 容	備 考
1. 規則の改正等の理事会決議に係る定款の一部見直し	・法改正などにおいて条文番号の変更が行われた場合などにも速やかな対応が図れるよう、軽微な変更の場合に限り、理事会の決議を要せず、規則の変更等が行えるようにします。	軽微な変更とは、法令等の制定又は改廃に伴い、既存の規定について必然的に修正（引用条文、文言の変更等）を行う場合等で、特に本所固有の判断の余地がないと考えられる規定の変更をいう。
2. その他 (1) 公告の費用  (2) 信認金の取扱いについて	・会員加入及び会員脱退時には本所が公告を行うことを定款で定められており、既に負担していただいている当該公告の費用の納入について明文化することとします。  ・持株会社制度導入により、会員脱退すると同時に新たに会員加入するときであって、その前後で金融商品取引業者としての実態に差異がないと本所が認める場合における信認金の取扱いについては、会員脱退申請者が現に預託を行っている信認金について、会員加入申請者が預託すべき信認金に充当できることを明文化することとします。	

### III 実施時期（予定）

平成23年1月を目途に実施します。

以 上